

大阪府条例第二十四号

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(設備の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。</p> <p>一一一二 (略)</p> <p>3―5 (略)</p> <p>(生活相談員の責務等)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(設備の基準)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。</p> <p>一一一二 (略)</p> <p>3―5 (略)</p> <p>(生活相談員の責務等)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

第二条 大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(入所及び退所)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定す</p> | <p>(入所及び退所)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十三項に規定す</p> |

る居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は施設サービス計画(同条第二十六項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(生活相談員の責務等)

第二十四条 (略)

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二・三 (略)

2

る居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は施設サービス計画(同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(生活相談員の責務等)

第二十四条 (略)

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二・三 (略)

2

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。